

# 滝沢市議会基本条例の検証について

## 1 趣旨

滝沢市議会基本条例第38条では、この条例が社会情勢及び市民の意見の変化に即しているかについて、1年毎に検証し、必要があると認めるときは、条例の規定を検討し、所要の措置を講じることとしている。そのため、今回制定から7年経過した本条例について、条文に規定されている制度等の運用が適切になされているか、社会情勢や市民の意見の変化に即したものとなっているか、検証するものである。

## 2 検証作業の進め方

- ① 各条文に規定されている項目を一つずつ読み上げ、制定から現在に至るまでの経過を振り返りながら「できているか、できていないか」を議論する。
- ② その上で、三段階評価（A B C）で可視化しながら検証の議論の土台を作り、「できていない」ものについては、なぜそうなったのか、できるようにするためには何が必要なのか、改善策や見直し策を協議する。
- ③ 検証結果をまとめ、会派及び議会改革推進会議（全体会）で報告するとともに、全議員からも意見を求める。
- ④ その後、市議会ホームページ、議会報告会、市民懇談会等を通じて、市民からも意見聴取を行う。
- ⑤ 最終的な検証結果を報告書としてまとめ、条例改正等の必要性がある場合は、その理由、背景も含めて本会議において説明しながら、条例改正案を上程する。

## 3 検証にあたっての評価基準

【A】＝「十分にできている状態」

【B】＝「実施はしているが、さらなる取組が必要な状態」

【C】＝「実施できていない（していない）状態」